



# 山形県公報

平成26年10月3日(金)  
第2585号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……1067
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる  
場所……………(健康福祉企画課) ……1068
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示……………(同) ……1069
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更……………(同) ……1071
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……1072
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1073
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1074
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1075
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1076
- 同……………(同) ……1077
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……1078
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1079
- 同……………(同) ……1080

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(情報企画課) ……1081
- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………(商業・まちづくり振興課) ……1082
- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……1083

## 告 示

### 山形県告示第843号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「年0.30パーセント」を「年0.25パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成26年7月11日から適用する。
- 平成26年7月11日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

#### 山形県告示第844号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                |
|-----------|-------------------------|----------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地          |
| 小 野 寿 和   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地  |
| 星 雄 介     | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地  |
| 松 田 ゆ り   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市大字青柳1800番地  |
| 有 川 卓     | 山 形 市 立 病 院 済 生 館       | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 小 貫 孝 則   | 山 形 市 立 病 院 済 生 館       | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 森 田 千 佳 子 | 山 形 市 立 病 院 済 生 館       | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 朽 木 恵     | 東 北 中 央 病 院             | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 鈴 木 学     | 東 北 中 央 病 院             | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 高 橋 康 平   | 東 北 中 央 病 院             | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 尾 形 貴 史   | 山 形 済 生 病 院             | 山形市沖町79番地の1    |
| 木 原 香 織   | 山 形 済 生 病 院             | 山形市沖町79番地の1    |
| 加 賀 谷 隼 輔 | 山 形 さ く ら 町 病 院         | 山形市桜町2番75号     |
| 後 藤 裕     | 山 形 さ く ら 町 病 院         | 山形市桜町2番75号     |
| 山 口 一 郎   | 矢 吹 病 院                 | 山形市嶋四丁目5番5号    |
| 山 口 一 郎   | 本 町 矢 吹 ク リ ニ ッ ク       | 山形市本町一丁目6番17号  |
| 天 田 憲 利   | 矢 吹 病 院                 | 山形市嶋四丁目5番5号    |

|       |         |                    |
|-------|---------|--------------------|
| 折原美佳  | 山形厚生病院  | 山形市大字菅沢字鬼越255番地    |
| 本多勇希  | 山形厚生病院  | 山形市大字菅沢字鬼越255番地    |
| 本間守男  | 山形厚生病院  | 山形市大字菅沢字鬼越255番地    |
| 笠原慎逸  | 笠原整形外科  | 山形市久保田一丁目8番21号     |
| 秋葉香   | 奥山こども医院 | 天童市北久野本一丁目12番27号   |
| 村形寿彦  | 朝日町立病院  | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地   |
| 高橋昌洋  | 町立真室川病院 | 最上郡真室川町大字新町469番1   |
| 池田真士  | 町立真室川病院 | 最上郡真室川町大字新町469番1   |
| 長谷川佑介 | 大蔵村診療所  | 最上郡大蔵村大字清水2325番地の3 |
| 篠崎敏行  | 日本海総合病院 | 酒田市あきほ町30番地        |

山形県告示第845号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成26年10月3日

山形県知事 吉村美栄子

| 医師氏名  | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |               |
|-------|-------------------------|---------------|
|       | 医療機関名                   | 所在地           |
| 平間紀行  | 国立病院機構山形病院              | 山形市行才126番2号   |
| 津田丈秀  | 国立病院機構山形病院              | 山形市行才126番2号   |
| 桜井博毅  | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 佐藤寛記  | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 鈴木大   | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 市川さおり | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 木下大資  | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 渋間啓   | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |
| 杉山晶子  | 山形県立中央病院                | 山形市大字青柳1800番地 |

|       |           |                |
|-------|-----------|----------------|
| 瀬尾恭一  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 高橋秀一郎 | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 田中修平  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 田邊智子  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 妻沼到   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 中島小百合 | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 福元剛   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 前川絢子  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 武藤明紀  | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 山陰周   | 山形県立中央病院  | 山形市大字青柳1800番地  |
| 秋葉香   | 山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 高岡誠司  | 山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 松村吉史  | 山形市立病院済生館 | 山形市七日町一丁目3番26号 |
| 櫻田香   | 山形済生病院    | 山形市沖町79番地の1    |
| 王玉来   | 山形済生病院    | 山形市沖町79番地の1    |
| 本間龍介  | 山形済生病院    | 山形市沖町79番地の1    |
| 池野栄一郎 | 山形済生病院    | 山形市沖町79番地の1    |
| 早坂清   | 篠田総合病院    | 山形市桜町2番68号     |
| 大竹修一  | 東北中央病院    | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 土原一生  | 東北中央病院    | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 長谷川七重 | 東北中央病院    | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 本間直之  | 東北中央病院    | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 中川智刀  | 東北中央病院    | 山形市和合町三丁目2番5号  |
| 笹治達郎  | 東北中央病院    | 山形市和合町三丁目2番5号  |

|         |                |                    |
|---------|----------------|--------------------|
| 広瀬 公 聖  | 二本松会山形さくら町病院   | 山形市桜町2番75号         |
| 小関 大 平  | こせき内科消化器科クリニック | 山形市大字千手堂大門96番1号    |
| 佐々木 良一郎 | 佐々木 医 院        | 山形市印役町二丁目1番44号     |
| 中村 巖    | 中村内科呼吸器科胃腸科医院  | 山形市大字漆山月山堂785番3号   |
| 渡邊 祐 介  | 朝日町立病院         | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地   |
| 石田 卓 也  | 町立金山診療所        | 最上郡金山町大字金山548-2    |
| 金田 卓 也  | 大蔵村診療所         | 最上郡大蔵村大字清水2325番地の3 |
| 池田 英 之  | 池田内科医院         | 長井市台町6-1           |

## 山形県告示第846号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり氏名及び予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 氏名の変更

| 医 師 氏 名 |        | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所       | 変 更 年 月 日  |
|---------|--------|-------------------------------|------------|
| 変 更 前   | 変 更 後  |                               |            |
| 赤塚 直子   | 笠島 直子  | 山形市美畑町12番12号<br>美畑町耳鼻咽喉科クリニック | 平成26年7月25日 |
| 荒 友 香   | 山本 友香  | 山形市沖町79番地の1<br>山形済生病院         | 平成26年7月25日 |
| 伊藤 由理子  | 笹原 由理子 | 山形市大字菅沢字鬼越255番地<br>山形厚生病院     | 平成26年7月25日 |

## 2 予防接種を行う主たる場所の変更

| 医 師 氏 名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所                       |                             | 変 更 年 月 日  |
|---------|-----------------------------------------------|-----------------------------|------------|
|         | 変 更 前                                         | 変 更 後                       |            |
| 高崎 聡    | 山形市大字青柳1800番地<br>山形県立中央病院                     | 山形市沖町79番地の1<br>山形済生病院       | 平成26年7月25日 |
| 高橋 健太郎  | 山形市大字青柳1800番地<br>山形県立中央病院                     | 山形市小荷駄町12番32号<br>こにだ高橋クリニック | 平成26年7月25日 |
| 朽木 秀雄   | 山形市沖町79番地の1<br>山形済生病院<br>山形市桜町2番68号<br>篠田総合病院 | 山形市桜町2番68号<br>篠田総合病院        | 平成26年7月25日 |

**山形県告示第847号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類         | 指定年月日       |
|----------------------|--------------------------------|-----------------|-------------|
| 社会福祉法人あづま会           | 介護老人保健施設あづま<br>米沢市大字李山8132番地11 | 介護予防通所リハビリテーション | 平成26. 9. 19 |

**山形県告示第848号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日  
平成26年9月22日

**山形県告示第849号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
平成26年9月25日

**山形県告示第850号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年10月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|----------------------------------|------|--------------------|---------|
| 西村山郡河北町字畑中5番1から<br>同 西里字下槇16番1まで | 旧    | 15.0メートル<br>} 10.0 | 140メートル |
| 同 上                              | 新    | 16.2メートル<br>} 14.0 | 同 上     |

**山形県告示第851号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年10月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町字畑中5番1から  
同 西里字下槇16番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月3日

**山形県告示第852号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、港湾管理者山形県知事吉村美栄子から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市宮海地内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年9月12日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準点測量）

**山形県告示第853号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 龍山川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第854号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 荒町－1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒町－2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒町－3        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒町－4        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒町－5        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒町－6        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第855号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 大杉向－1       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 大杉向－2       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 馬道・明神       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第856号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 長坂沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| つつみ沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 山崎沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |



|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 八幡   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 山崎－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山崎－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山崎－3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長坂   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 冷水沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第857号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 入水沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第858号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 嵯峨町沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 唐子沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 舟形－1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 舟形－2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 元屋敷－1       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 元屋敷－2       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 舟形－1   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 舟形－2   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 舟形－3   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 舟形－4   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 舟形2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 一の関    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 一の関1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長者原1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松橋裏山－1 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 松橋裏山－2 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 松橋裏山－3 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 松橋裏山－4 | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 通草沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大谷前    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷前1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長尾     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 長尾－1   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 長尾－2   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 長尾－3   | 別紙図面のとおり | 地滑り     |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第859号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 肘折発電所－1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折2－1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 川向2－1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 川向2－2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折1－1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折3－1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折3－2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折4         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折5         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折6         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第860号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 黒淵          | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 上野－1        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 上野－2        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 畑ケ2－1       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 畑ケ2－2       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第861号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 荒町－1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒町－2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒町－3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒町－5          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒町－6          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上市市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第862号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 山崎－1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 山崎－2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 長坂            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 冷水沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第863号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 唐子沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 舟形－1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 舟形－2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 舟形2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 一の関           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 一の関1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 長者原1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大谷前           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 長尾            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第864号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 肘折発電所－1       | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折2－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 川向2－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 川向2－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折1－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折3－1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折3－2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 肘折4           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|      |           |         |
|------|-----------|---------|
| 肘折 5 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 肘折 6 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第865号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 上野ー1          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上野ー2          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 畑ケ2ー1         | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 畑ケ2ー2         | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                  | 日 時                     | 入 札 に 付 す る 物 件                                                                                       | 予 定 価 格      |
|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎<br>2階講堂 | 平成26年11月21日（金）<br>午前10時 | 山形市緑町一丁目6番23<br>宅地 42.28平方メートル<br>山形市緑町一丁目6番24<br>宅地 70.68平方メートル<br>山形市緑町一丁目6番27<br>宅地 1,976.86平方メートル | 109,450,000円 |

#### 2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。

- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                              | 場 所                                  | 日 時                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|
| 山形市緑町一丁目6番23<br>宅地 42.28平方メートル<br>山形市緑町一丁目6番24<br>宅地 70.68平方メートル<br>山形市緑町一丁目6番27<br>宅地 1,976.86平方メートル | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎<br>2階講堂 | 平成26年10月22日（水）<br>午前11時 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県団体内統合宛名システム構築業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3394
- 3 落札者を決定した日 平成26年9月19日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
- 5 落札金額 73,440,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行っ

た日 平成26年8月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により東根市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成26年11月3日まで縦覧に供する。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新東根店

東根市中央南二丁目11番43号外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成26年4月15日

3 意見の概要

- (1) 交通渋滞が発生しないよう、市道中央線沿いの出入口の右折入庫を禁止する等の対策を講じること。
- (2) 一般県道東根大森工業団地線沿いの出入口に右折出庫禁止の表示を設置すること。
- (3) 当該店舗の道路を挟んだ東側は、第一種住居地域となっている。届出内容のとおり、騒音発生防止又は緩和のために必要な措置を講じ、近隣住民の生活環境の保持に努めること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年10月3日

山形県村山総合支庁長 加 藤 祐 悦

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室

(2) 日時 平成26年11月13日（木） 午後1時10分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）1,338,000キログラム

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで

(4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。



- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成26年10月28日（火）午後4時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,338,000kg
- (2) Time-limit for tender: 1:10 P.M. November 13, 2014
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan  
TEL 023(621)8185

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年10月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要                       |
|-----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------|
|                 |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |                          |
| 県営小出アパ<br>ート2号  | 長井市台町3-<br>2               | 3DK  | 58.0                          | 2    | 一般用 | 14,600<br>円             | 16,900<br>円                        | 19,300<br>円                        | 21,800<br>円                        | 24,900<br>円                        | 28,700<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |
| 同 小国アパ<br>ート1号  | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館三丁<br>目3-9 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 13,300                  | 15,300                             | 17,500                             | 19,800                             | 22,600                             | 26,100                             |                          |
| 同 2号            | 同                          | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,200                  | 16,400                             | 18,800                             | 21,200                             | 24,200                             | 28,000                             |                          |
| 同 宝前町住宅         | 同 白鷹町<br>大字十王5502-<br>11   | 同    | 77.0                          | 1    | 同   | 18,600                  | 21,500                             | 24,600                             | 27,700                             | 31,700                             | 36,600                             |                          |
| 同 あらとアパ<br>ート1号 | 同 荒砥 乙725<br>-1            | 同    | 74.4                          | 1    | 同   | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800                             | 47,100                             |                          |
| 同 飯豊アパ<br>ート    | 同 飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3    | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300                             | 29,300                             |                          |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年10月10日から同月17日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年10月17日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成26年12月上旬

平成26年10月3日印刷  
平成26年10月3日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056